

平成25年兵庫県立大学大学院応用情報学研究科規程第25号

応用情報科学研究科教員資格認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、応用情報科学研究科教員の研究指導及び研究指導補助の資格認定について必要な事項を定めるものとする。

資格認定委員会等)

第2条 応用情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）は、教員の資格認定の必要が生じたときは、教員資格認定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、被資格認定者の業績を審査しうると考えられる、研究科教授3名により構成するが、必要に応じて他部局の教授、学外の専門研究者を加えることができる。

3 前項の教員資格認定委員は、博士前期課程担当教員の資格認定においては博士前期課程研究指導教員、博士後期課程担当教員の資格認定においては博士後期課程研究指導教員とする。

4 研究科長は、教授会の意見を聴いた上で、第2項の教員資格認定委員を任命する。

(資格認定の実施)

第3条 委員会は、別に定める教員資格認定に関する内規に基づいて、当該教員の資格認定について審議する。

(報告)

第4条 委員会は、審議の結果を文書により研究科長に報告する。

(内申)

第5条 研究科長は、前条の報告に基づき、教授会の意見を聴いた上で、経営企画部長あて当該教員の資格認定の内申を行うものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、教員資格認定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。